

令和2年 修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)申込方法(家計急変)

日本学生支援機構の給付奨学金および授業料等減免制度は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金の支給、授業料、入学金の減免をするものです。

国費を財源としている給付奨学金の支給、授業料の減免を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金、授業料の減免の支給を打ち切ることがあります。

さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。**原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。**ただし、急変事由発生日が進学(進級)前の2019年1月以降、2020年3月以前の場合は、進学(進級)から2か月以内に申し込む必要があります。

給付奨学金・授業料等減免等(家計急変申込)に必要な書類

- ① 連絡先記入表
- ② 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- ③ 給付奨学金確認書 ※挟み込の記入例を参照
- ④ 給付奨学金申請書(家計急変事由該当者用)(原本)
- ⑤ 課税証明書 ※本人と生計維持者の最新の「課税証明書」の提出が必要
- ⑥ 家計急変事由に関する証明書類(コピー可) **給付奨学金案内のP11参照**
- ⑦ スカラネット入力準備用紙(給付奨学金用) ※記入見本を参照して必要事項を漏れなく記入。
※インターネットでの入力が必要。入力後に受付番号を「マイナンバー提出書」に記入すること。
- ⑧ **マイナンバー提出書類** 提出先は、大学ではありません! 大学窓口でも確認をしません。
※郵便局から専用封筒を使用して日本学生支援機構へ簡易書留で郵送すること。
- ⑨ 振込口座貼付用紙 ※本人名義に限ります。 ※通帳の1ページ目のコピーを貼付して提出
- ⑩ 学業成績 **※高校の調査書等が取寄せに時間がかかる場合は、それ以外の書類を必ず申込期間内に提出すること!**
1年次: 高校の調査書(入試等の出願用は卒業見込みなので不可) **※成績証明書と間違えないこと!**
または高等学校卒業程度認定試験(高認)の合格証明書
※学業等に係る主な基準: 高等学校等における評定平均値が3.5以上
2年次~4年次: **不要** **学業等に係る基準** 次の(1)か(2)のいずれかに該当すること
(1) GPA(平均成績)が本人の属する学部(科)の上位1/2以内
(2) 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
※但し、学業成績が「廃止」の区分(卒業延期、留年等)に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可
- ⑪ 学費延納願 ※2年以上の方のみ提出してください。納入済みの方はその旨を書いて提出ください
- ⑫ **レターパックライト(大学からの返信用封筒用)を各自で購入**し、封筒の宛先にはご自身の住所・氏名・電話番号等を記入して二つ折りにして申込書類等と一緒に同封してください。
※(該当者のみ)「学修計画書」※学業成績が基準に満たない方 ※該当者に申込書類と一緒に送付します(該当者のみ)「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」(該当者のみ)「施設等在籍証明書」(施設長発行)等



上記の書類(マイナンバー提出書類を除く)を提出期限までに学生センター奨学金係までレターパックライトで郵送してください。

修学支援新制度(授業料等減免と給付奨学金)申込から選考、採用後の年間スケジュール(予定)		
日程	内容	提出・必要書類・注意事項等
ホームページの奨学金ページの資料請求フォームで資料請求してください。 ※資料請求受付から3日以内にレターパックライトで郵送予定	授業料、入学金(1年次)減免 給付奨学金(家計急変) 申込資料配付期間 申込書類、申込方法等の送付	学力基準 1年次 : 3.5以上 2・3・4年次: 成績上位 1/2 又は標準単位数以上であり、学修する意欲を有していることが、学修計画書等で確認できる場合
申込書類をレターパックライトで大学に郵送してください 8:45~17:00※事務休業日除く 郵送先: 郵便 180-8629 東京都武蔵野市境5-8 亜細亜大学 学生センター	申込書類を郵送受付して不備がない場合にスカラネット入力準備用紙(下書き)の返却とID、パスワードを交付(郵送)します。 ※スカラネット入力用紙の記入見本を参考に下書きすること。 該当者のみ必要な書類 ⑩学修計画書(該当者) ⑪2019年度 課税証明書(該当者) ⑫在留資格及び在留期間が明記されている証明書(該当者) ⑬施設等在籍証明書(該当者)	全員提出が必要な書類 ①連絡先記入表提出 ②授業料等減免申請書 ③給付奨学金確認書 ④給付奨学金申請書 ⑤課税証明書 ⑥家計急変事由に関する証明書類 ⑦スカラネット入力準備用紙(記入すること) ⑧マイナンバー提出書類※機構へ郵送 ⑨振込口座添付用紙 ⑩高校調査書(1年次のみ) ⑪学費延納願(2年次以上) ⑫返信用レターパックライト
入力時間: 8:00~25:00 ※最終日 23時59分 申込アドレス http://www.sas.jasso.go.jp/	①スカラネット入力(インターネット) 返却したスカラネット入力準備用紙に下書きとあり、インターネット入力 ② マイナンバー提出書の郵送 スカラネット入力後に受付番号をマイナンバー提出書に記入して 日本学生支援機構へ簡易書留で郵送	①スカラネット入力期限 ②マイナンバー送付期限 ※スカラネット入力およびマイナンバー提出書を 機構へ郵送 しないと奨学金申込が完了しません。
「学修計画書」 ※該当者の申込書類に同封します	1年次: 評定平均値 3.5 以上 2年次以上: GPA が学部(学科)の上位 1/2 以下の者	学修計画書(該当者のみ) ※該当者の申込書類に同封します
採用月の1週目(予定)	奨学生採用合否通知日	亜大ポータルで各個人に通知 ※不採用の場合は、不採用通知を後日交付(郵送)します
給付奨学金 採用月の11日	初回奨学金 振込日	必ず通帳に記帳して確認すること ※減免されない授業料、施設設備料等を期日まで振込 ※学費納入済みの場合は、本人の給付奨学金振込口座へ還付
授業料等減免 採用月の翌月下旬(予定)	授業料等減免額の還付 ※還付予定日は通知書に記載予定	採用書類(給付奨学生証、誓約書、奨学生のしおり等)の郵送
採用月の下旬に送付予定	採用書類の交付 (保護者住所に郵送予定)	採用書類(給付奨学生証、誓約書、奨学生のしおり等)の郵送
採用書類提出期限 採用書類交付後、2週間後(目安)	採用書類の提出 配付した誓約書および右欄の必要書類の提出が必要	「誓約書」、「継続願」等を期日までに必ず提出すること ※自宅外の証明書の提出(該当者のみ)
毎年(4月・7月・10月予定)	在籍報告	定期的にインターネットを通じて在籍状況や通学状況等の申告が必要です。
3か月毎に収入証明の提出	適格認定(家計)9月(定期) 3か月毎に適格認定(家計)	後期分授業料の減免額を通知します。
3か月ごと(1年間以降は毎年)	授業料減免支援区分の通知	継続、辞退希望に限らず全員参加 ※留学する者は父母宛に2021年1月中旬郵送
毎年12月中~下旬 (説明会3回開催予定)	奨学金継続願説明会 適格認定(学業)	

Q & A コーナー 令和2年版 授業料等減免・給付型奨学金（家計急変）募集

Q. 日本学生支援機構の給付奨学金、授業料等減免とはどのような制度ですか。
A. 国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給、授業料等の減免をするものです。
Q. 授業料や入学金の減免額、給付奨学金の給付額はいくらですか。
A. 授業料等減免については、別紙の「亜細亜大学 授業料等減免額一覧」を参照してください。給付奨学金は、 自宅通学者 の第Ⅰ区分：38,300円、第Ⅱ区分25,600円、第Ⅲ区分12,800円 自宅外通学者 の第Ⅰ区分：75,800円、第Ⅱ区分50,600円、第Ⅲ区分25,300円です。 詳しくは別冊子の「給付奨学金案内」を参照してください。
Q. 給付奨学金はどのように支給されますか。
A. 奨学生採用決定後、原則毎月本人名義の口座に振込まれます。給付月額や授業料減免額は、経済状況や通学状況によって額が違います。
Q. 「授業料」と「入学金」（新生のみ）を減免することですが、施設整備費や実習費なども含めた額が減免されるのですか。
A. 新制度における減免の範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」となり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。
Q. 学校独自の授業料減免制度を受ける学生や特待生入学による学生等の授業料と、新制度による授業料減免との関係はどうなりますか。
A. 授業料を減免する前提で入学した特待生については、入学時点で既に授業料の特別額が適用されているため、新制度の授業料等減免の対象となるのは、特待生として発生した減額後の入学金及び授業料となります。例えば、授業料全額免除の特待生として入学した学生等については、減免すべき授業料が発生していませんので、国の新制度における減免額は0円となります。
Q. 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援することですが、2/3の額又は1/3の額はどのように算定されるのですか。
A. 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、当該大学等における住民税非課税世帯の減免額の2/3の額又は1/3の額を減免することになります。 例えば、私立大学の 授業料減免の上限額は70万円 ですが、大学の授業料が76万円であった場合、2/3の支援区分の者の減免額は506,700円（＝76万円×2/3）、1/3の支援区分の者の減免額は233,400円（＝76万円×1/3）となります。なお、端数処理については、授業料・入学金ともに十の位を切り上げで百円単位として処理することとなります。 減免されない不足分の授業料、授業料以外の施設設備料等は、大学に支払う必要があります。
Q. 給付型奨学金の対象者は、必ず授業料等減免も対象になるのでしょうか。
A. 授業料等減免と給付型奨学金の対象者に関する要件は一致しますので、給付型奨学金の対象者には授業料等を減免することとなります。ただし、教育訓練支援給付など国の法令に基づく国費による他の給付支援を受けている場合は、給付型奨学金の支給が制限されます。
Q. 自宅通学の場合と自宅外通学の場合で、給付額が異なりますが、どのような場合に「自宅外通学」と認められますか。
A. 自宅通学とは、学生等本人が生計維持者（原則父母）と同居している状態のことをいいます。自宅外通学とは、これに該当しない状態のことをいい、学生等の居住に係る家賃等が進学又は進級に当たって別途生じていて、生計維持者と同居していないことに妥当性（自宅から通学することによる修学への影響）が認められる場合を想定しています。 申込時に自宅外通学を選択された場合、そのことに関する証明書類の提出が必要となります。（詳細については、申込者のうち新制度の対象者として認定された学生等に対して、JASSOから案内します）。
Q. 家計急変事由（表1）に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込むべきですか。
A. 以前から低収入（低所得）であって※、在学（定期）採用の申し込みが可能なタイミングであれば、在学（定期）採用へのお申込みをおすすめします。家計急変の場合、それによる 支援が継続している間は3か月ごとに収入等を確認するため、在学採用に比べて手続きが比較的煩雑 になるうえ、短い期間に支援の区分が変わる可能性があります。
Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、公的支援を受けていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A. 収入が大幅に減少していることを申告する所定の様式※に用意できない事情を記入していただいたうえで、減少前の給与証明等1か月分及び減少後の給与証明等1か月分を併せて提出いただくことにより、公的支援の証明書に替えることができる場合があります。この場合、必要に応じて状況の確認をさせていただきます。また、支援を開始するまでに通常よりも審査時間を要する場合があります。
Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したることについて、証明するための公的支援とは具体的には何ですか。
A. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する支援またはこれに類するものです。
Q. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した場合、進学資金シミュレーターの結果表示画面が必要とのことでした。何を入力すればよいですか。
A. 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）で、収入や所得を入力する箇所には急変後の年収（所得）の見込み（1か月分を12倍したもの）を入力し、社会保険料等については「収入等から算出する」を選択してください。他の部分は通常通り入力してください。
Q. 家計急変事由に該当すれば、家計急変の支援を受けることができますか。
A. 家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件や在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変による支援を受けることはできません。
Q. 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申込した場合は、支援開始月は、いつになりますか
A. 家計急変事由発生の事実確認や大学等が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要することから、家計急変事由発生日から4か月目（事由発生日から3か月以内に申し込んだ場合。例：家計急変事由発生日が4月中の場合、支援開始月は8月）となります。但し、2020年3月以前に家計急変事由が発生し、2020年6月末日までに申し込んだ場合、支援開始月は2020年4月からとなります。なお、2020年4月以降に家計急変事由が発生した場合であっても、2020年6月末日までに申し込む場合については、特例として、申込みのあった月に遡って支援を開始します。
Q. 給付型奨学金は、将来、返還する必要はないのですか。
A. 給付型奨学金は、原則、返還の必要はありません。ただし、大学等から退学・3か月以上の停学の懲戒処分を受けた場合や、進学先の大学等で、学業成績が著しく不良であって傷病や災害などのやむを得ない事情がない場合など、返還が必要となる場合があります。また、偽りその他不正の手段によって支援を受けた場合にも返還（支援額の最大1.4倍）を求めることがあります。
Q. 奨学金の申込方法はどのようにするのですか。
A. インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。申込時に必要書類を学校へ提出し、申込みに必要な識別番号（パスワード）をもらいインターネット入力することになります。手続きについては、学校の提出期限を厳守して申込してください。 ※提出期限までに必要書類及びスカラネット入力およびマイナンバーを機構へ郵送されないと申込が完了されず採用されません。
Q. 奨学金について具体的な使途は決まっているのですか。使途の確認は行われますか。
A. 給付型奨学金は、学生等が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにするために支給するものです。奨学金の使途について個別に具体的な確認をすることは考えていません。
Q. 現在、JASSOの給付型奨学金を受けて、大学等に通っているのですが、これはどのような扱いになりますか。
A. 現在、JASSOの給付型奨学金を受けている方の手続きについても、要件を満たすことが確認された場合には、2020年4月から、給付額が拡充される新制度の給付型奨学金に切り替えることができます。
Q. 日本学生支援機構が実施している貸与型奨学金（無利子、有利子）は、引き続き、利用できますか。新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用（併給）することは可能でしょうか。
A. 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合、利用できる上限額（最高月額）が減額されます。第二種奨学金（有利子）については、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用する場合も、これまで通り利用できます。

問合せ先 亜細亜大学 学生部 学生センター（2号館1階）奨学金係 上田、和田

Tel.0422-36-3195、2418 事務取扱時間 8時45分～17時 E-mail:kousei@asia-u.ac.jp